

平成19年9月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成19年9月10日

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

[平成19年太宰府市議会第2回(6月)定例会 建設経済常任委員会]

平成19年9月10日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1	議案第62号	市道路線の廃止について
日程第2	議案第63号	市道路線の認定について
日程第3	議案第75号	太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第76号	太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第78号	平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について
日程第6	請願第1号	生活道路安全確保に関する請願
日程第7	意見書第5号	中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員長	田川武茂	議員	副委員長	力丸義行	議員
委員	後藤邦晴	議員	委員	橋本健	議員
〃	大田勝義	議員	〃	村山弘行	議員
〃	福廣和美	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(11名)

地域振興部長	松田幸夫	建設部長	富田讓
上下水道部長	古川泰博	建設課長	大内田博
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	まちづくり企画課長	神原稔
用地課長	西山源次	産業・交通課長 兼農業委員会事務局長	山田純裕
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
観光課長 兼太宰府館長	木村甚治		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（田川武茂委員） 皆さんおはようございます。

本日4名の傍聴許可をしておりますので、ご報告申し上げます。

傍聴される方は、お手元の「傍聴の際の注意事項」をお守り下さい。また、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解の上ご協力をお願いします。本日の建設経済常任委員会は、途中で現地調査を予定しておりますので、委員会を中断する予定です。現地調査終了後、再開の際には一斉放送を行いますので、ご協力をお願いします。

また、委員会の途中での入退室は議事の進行に支障をきたしますので、ご遠慮いただきたいと思えます。

なお、この委員会室での傍聴者は10名までございます。傍聴の受付をされていても途中退席された場合、その他に傍聴を希望される方がいらっしゃれば、その方を優先いたします。その場合は入室できないこともありますので、ご了承ください。

それでは、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

本日は、本会議におきまして当委員会に付託されました市道路線の廃止及び認定各1件、条例の一部改正2件、補正予算1件、請願1件、意見書1件の審査を行います。

審査の順序はお手元に配布しております日程の順とします。

ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第2まで一括上程

○委員長（田川武茂委員） お諮りします。

日程第1、議案第62号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第63号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） 異議なしと認め、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

それでは執行部の補足説明を行います。

建設課長。

○委員長（田川武茂委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 改めまして、おはようございます。議案第62号、市道路線の廃止について、議案書13ページ及び16ページをご参照お願いいたします。

まず16ページをお願いいたします。

今回廃止提案いたしております大佐野土場分線、国分川原線、紺町3号線につきましては、道路改良により起点、終点に変更になったため路線を廃止するものがあります。ページ13ページをご参照願います。また、川原1号線、川久保1号線は太宰府市吉松東土地区画整理事業が完成しましたことから路線を廃止するものです。なお川久保1号線、大佐野土場分線及び完成区

画道路は次の議案第63号で認定を提案いたしております。それぞれ道路法第10条第1項の規定に基づき路線廃止を行うものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議案第63号、市道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書22ページ及び25ページをご参照ください。

まず25ページをお願いいたします。今回認定を提案いたしております迎田7号線は市民プール関係でございます。ナンバー2の都府楼大橋側道1号線からナンバー7の北ノ橋・土場分線は県道移管予定によるものでございます。ナンバー8、川原4号線からナンバー11正尻・川久保側道2号線は道路改良による起点、終点が変更になるためです。貝出4号線から扇屋敷1号線は開発により帰属を受けた路線です。

22ページをお願いいたします。

太宰府市吉松東土地区画整理事業により土地区画整理法第106条第2項に基づき、管理を引き継いだ路線であります。それぞれ、道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものあります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第62号及び議案第63号については他の議案の審査終了後に委員会を休憩し、議員全員で現地調査を行った上で審査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） 異議なしと認め、他の議案の審査終了後に委員全員で現地調査を行った上で審査を行いたいと思います。

なお、議長への委員派遣承認要求書の提出については委員長に一任願いたいと思います。

それでは、次の議案の審査に進みます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第75号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について

○委員長（田川武茂委員） 日程第3、議案第75号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

それでは執行部の補足説明をお願いいたします。

観光課長。

○観光課長（木村甚治） それでは議案第75号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」をご説明させていただきます。

議案書は67ページ、新旧対照表は31ページにお手元に届けておりますのでご参照ください。市内のいろんな公共施設の減免規定について、これまでいろいろな議論がされているところで

ございますが、今回他の施設と合わせまして同じような形で太宰府市館につきましても、減免規定を導入するというので、同じ歩調で今回条例の提案をさせていただいておるところでございます。あと、今後のいろいろな協議の中で細かなものは随時、その都度の判断で行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 規則の内規がございますよね、この中の新の部分を見ますと全額免除と半額免除というのが项目的に出ておりますけれども、この中のア、イ、ウと有りますが、ウの部分のですね、市長または教育委員会が特別の理由で認めたときということが半額、それから全額とも同じ文面が載っているんですけども、この特別の理由というふうな状況ですね、これによっては半額なのか、全額なのかという区分けが非常に難しいんじゃないのかなという気がするんですが、この辺は具体的にどのような形の場合があるかご説明していただきたいと思いません。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 今ご質問いただきましたように、同じ文言が全額のところ及び半額のところにも載っております。ご質問いただきましたように、この個別具体的な例というのはまだ明確に定めておりませんので、他の施設等の同じ取り扱いという形で、この規則を小分けした、もう少し具体的なものを定めないと、その都度その都度の恣意的な判断ではいけないだろうということで、今後、その辺、他の施設との調整をさせていただいて、もう少し明確にしたいというふうに考えています。今回それをお示しするところまで、規則の中ではできませんので、そういうのも含めまして、今後の細部の詰めということで考えております。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） ほかに質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 単純にお聞きしますけども、いわゆる市民が使う場合と、市内の人が使う場合の差というのは、今現状はありますか。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 基本的に市内の方が使う場合ということで、私どもはこれを考えて取り扱いはしております。それで市内の方と市内の方の違いは、申請書の申し出の方の住所ということで判断はいたしております。

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それでなおかつ、その中から減免が生じるということになるわけですね。それは間違いないですか。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） そういう取り扱いをいたしております。

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そうなると市街の形で、このいわゆる障害を持った方とか、そういった方の場合にはもう対象外であると。いろいろな用件があっても、それは減免には値をしないと。要するに太宰府市民が申し込んでその太宰府市の要綱、用件に一致をすれば減免をしますというふうに捉えてよろしかったですかね。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 今のご質問の部分が非常に、今まで具体的に決裁の例を持ちませんので、これからの課題ということであるんですが、障害の方の減免については住所要件は外さざるを得ない、外すのが本来であるというふうに考えております。太宰府館はあまり、これまでの流れの中で減免というのをそれほど考えていなかったものですから、そういうものも含めまして、今後詳細なものを定めて、お示しする必要があるというふうに現在考えております。

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そういう方向でいいと思うんですけども、今課長が言われたように、あの施設はそう減免ということにはとらわれなくていいのではないかと、私個人はそう思います。いわゆる太宰府館を作ったときの経緯から言っても、逆に言うなら市外の方であっても、いろんな障害を持った方が訪れて、いろいろするときには、減免と言うのはどうかと思いますけども、その使いやすい設備にしていく必要があるでしょうから、あまりここをね減免という対象に私はすべきじゃないと、逆を言うと、そう思うんですよ。ここは要するに、普通の会館とは違って使い道が違うんだというふうな捉え方を逆に言ったらすべきではなかろうかなというような感覚を持ち合わせていると。別にこの今回の案に反対するわけじゃないんですけども、そう思っていますのでそのことだけ伝えておきたいと思います。

○委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 太宰府館、当初はですね、地域の活性化と、それから観光客の情報発信拠点にしたいというふうにかがっていました。で、18年度の事務報告書を見ますと、その利用状況掲載がされていましたが、12万5,930名、月当たり、1万と500ぐらいですかね、利用者が月、その中で観光客の利用者というのは、どれくらいの割合を占めているのでしょうか。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 12万4,000ほどの分で、市内と市外を分けた場合に、市内が約6万7,000ほど、市外がはっきりとした数字が出ませんが、館の利用者とか、その辺でお聞きした分の数字でございしますが、申請を出して利用した人の中で、市内が大体6万7,000ほど、市外の方が1万2,400。これは部屋を利用した方々という形でお聞きした分が、大体このような数字になっております。それ以外の一般的に入ってこられて憩われたり休まれたり、中を見ていかれた方というのは、ちょっとその中で判断をつきかねるものがございます。

○委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） はいわかりました。申請された利用者の数ですね。さっきの12万というのは。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 12万というのは大体、中に入って来られた方で、算定はしているんですが、その中の部屋を利用した方、部屋を利用した方の内、大体6万7,000名が市内の方、そして1万2,400名の方は市外の方、合わせまして7万9,000名ですか、7万9,000人ほどは申請書を出して部屋の中を利用をされた方が7万9000人くらい、そして全体で、玄関に入って来られた方は12万人ほどということで、12万人の内、7万人ほどが部屋の中に、会議室とかいろんな体験工房を利用された方というふうになっています。

○委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） それで観光客の利用はどんなふうな、主に休憩に使われているんでしょうか。食事をするとか、コーヒーを飲むとかそんな感じで。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 観光客は非常にまちまちでございますが、予約が入る分は、体験工房の梅ヶ枝餅体験。あるいは木うその体験。この辺が徐々に定例的に毎年くる学校等もできつつあります。それ以外では、休憩及び、あそこの歴史の解説を聞かれる、あるいは、フリーマボックスをぶらっと見てまわられる、そういう形になっております。

○委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 史跡解説委員も常駐されてありまよね、何名か。やはりもっともっとです。観光客が利用できるような、積極的にもう少し、誘導するとかですね。と言いますのはやっぱり太宰府の町をよく知ってしていただきたいということですね、いろんな史跡、文化財がありますので、この辺をもっと大いに活用していただきたいということを要望しておきます。

○委員長（田川武茂委員） ほかにありませんか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） ちょっと教えてください。あの建物の外で販売なんかをされていますよね。あれも使用料をとっているんですか。玄関口のところで出店のような格好で。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 基本的にはいただいておりますが、現時点では、あそこの外での販売という形では、現在申請を受けておりません。

○委員長（田川武茂委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 現在受けていないわけですね。一番最初の方は市外の方とかがかなり多くされていましたよね。現在は外ではしていないということですね。わかりました。

○委員長（田川武茂委員） ほかにありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それはできんようになってるわけ、そんなことないやろ。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 基本的にイベント等では利用ということで、使えるようにしております。ただ、あそこで、外の人たちが来て、ちょっと販売みたいな形になると、あその目の前に全部そういう方たちが増えて、いろんな地元の方じゃない店が並ぶようなことも出てきつつあったものですから、現時点ではその辺を整理するために、前はイベント以外、いろんなイベントを行う以外は前での物品販売は申請を受けておりません。

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それは当初と全然違うじゃない。最初あそこは朝市を開いてもいいような場所にするという話でしたよ。それは地域の方とバッティングする場合はダメとかね、そういうことをちょっと勝手にやるというのはおかしいんじゃない。どういう店がでてきてもいいじゃない。あそこを活性化するために、地域活性化のためにやるわけですから。そういう話だったでしょ最初、違いますか。あそこで朝市もできるという話じゃなかったですか。それはいつ変わったの。

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 朝市等は行っております。それで違うのは、あそこで露店と同じものを販売されるということになると、玄関口及び、誰にでも露天を出すという、許可のような問題もできますものですから、そのことについてはちょっとご遠慮いただきたいということで、現時点では受けていないという状況でございます。

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 申し込んだ人をできるかどうかの審査をした上でやるということでもいいんですか。全てが駄目ということになるとね、ちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。それは、課長の方で検討して、これは露天商との関係もある、いろんな関係でご遠慮いただくというケースは、それは出てくるでしょうね。だから、そういう場合は除いて適当と思われる場合はできるというふうにしておかないと、全てが駄目ということになると、あその空間はそのために、朝市が開けるということは、どういうことでも、商売としてね、あそこを活性化するというので、来てもらう人を大いに歓迎をしないと、逆にいかんのではないかというふうに思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（田川武茂委員） よろしいですか。観光課長いいですか。

観光課長。

○観光課長（木村甚治） 今おっしゃったような趣旨で、実際物産販売でございますとかですね。イベントの時にはもちろんやっておりますが、それ以外の、ただ私も売らせてという、ただ露天みたいな形で出て来られると難しい問題が出てきますので、その辺をご遠慮いただいておりますと趣旨でご回答申し上げます。

○委員長（田川武茂委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 今の件なんですけど、福廣委員が言われる、地域外の方で地域の方とパ  
ッティングした場合に、最初私が聞いたのは、地域方の方からの意見が出ておったんですけ  
ど、そういうパッティングをした場合に、地域活性のためにいろいろお手伝いもしているんだ  
けど、申し込んだ順番が違うだけで、そこに出店のような店を出されないということは、あま  
りよくないんじゃないだろうかというご意見が出ていたものですから、ちょっとお尋ねしたん  
ですよ。先ほど課長が答えられた、もうそういうものはしていませんと言われたら、それで区切  
っているからいいのかなと私は思ったんですけども、福廣委員が言われる、そういう最初の取  
り決め事があったというのは知らなかったんですけど、

（福廣和美委員「取り決めじゃない」と呼ぶ）

○委員（後藤邦晴委員） 取り決めじゃないんですか。

（福廣和美委員「取り決めじゃない、そういう話があった」と呼ぶ）

○委員（後藤邦晴委員） そういうものは知らなくて言ったんですけど、イベントとかそういうも  
のを抜きにしたときのパッティング、そういうときの地域活性のお手伝いをしている方、この  
人たちの優先権というのは、ある程度与えるべきじゃないだろうかと思えます。

（福廣和美委員「そのとおり」と呼ぶ）

○委員長（田川武茂委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 今おっしゃられるように、イベント広場として捉えております。それを  
やっているうちに店だけの話になっていって、店だけ出させれというような、たこ焼きであり  
ますとか、焼きそばだけの話になってくるものですから。じゃあイベントですかというとき  
に、イベントではないわけです。イベントとして地域活性、で地域の人と一緒にやってやるん  
だということを判断させていただきますというところで、今現在行っておるところでございま  
す。

○委員長（田川武茂委員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について、原  
案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第76号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（田川武茂委員） 日程第4、議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

それでは執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（大内田 博） 議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書69ページ、新旧対照表18ページをご参照いただきますようお願いいたします。

私の方からは補足説明はございません。市長の提案理由のとおりでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（田川武茂委員） 日程第5、議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） それでは、補正予算書18、19ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費について、執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（大内田 博） 道路施設等管理費、13節委託料につきましては地区内の街路樹の剪定箇所が今回大幅に増額となりましたので、今回30万円増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） 次に8款2項3目の道路新設改良費について、執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（大内田 博） その他の道路改良関係費、17節公有財産購入費につきましては、先ほど市道路線の認定のところでご説明しましたように、迎田7号線の用地購入費でございます。

これにつきましては、市民プールの用地協議が調いましたので道路部分を建設課で購入するものでございます。面積180.05㎡、単価は5万3,430円、額として962万1,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） 次に、8款4項2目の公園事業費について、執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（大内田 博） 公園維持管理費、13節委託料につきましては、公園の樹木が大きくなり過ぎまして道路等からの安全管理ができないということで、今回公園の樹木を伐採するものでございます。15節工事請負費、公園施設維持補修につきましては、梅林アスレチックの大型遊具が大幅に補修する時期になってまいりましたので、今回部分補正として100万円を増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 梅林アスレチックの遊具の関係の話がありましたけれども、いろんな公園でこの遊具によつての怪我の問題が発生しているところがあるんですが、今回この補修で、ここは幼児も行くし、小さな子供も行くんですが、大丈夫というふうに思っていてよろしいですよ

○委員長（田川武茂委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 今回、梅林アスレチックの大型遊具施設につきまして、年に1回ほかの公園施設も全部点検するんでございますけど、特に今回ほかの遊具も含めまして補修をする予定で予算計上しましたけども、今回は部分補修のみの予算が認められて、今回100万円計上しておりますけども、今後もまた点検を十分しながら必要なものにつきましては予算を計上させていただきたいという考えを持っております。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この維持管理は太宰府市がやるんですか。それともどこかに委託をするんですか。直接、太宰府市がやる。

○委員長（田川武茂委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 点検等につきましては委託して報告を受けて、修理が必要であれば、予算を計上して修理するように考えており、

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ですからそのときの安全管理ですよ、ここを今、課長が苦しいような答弁ですけども、まだこの工事請負費だけでは、余計の、修理した方がいい部分あるけども、今回はここまでですよということと、捉えとかないといけないんですかね。要するに100%まではまだ行きませんよと、それは言い難いでしょうけど、そういうことですかね。

○委員長（田川武茂委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 基本的には100%の完全で利用していただくのが、管理者としてはその方向で行きたいんですけど、今のところ、安全で利用できる範囲で今回補修するように考えております。

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 最後にお伺いしますが、100%というか、するには、どれくらいの予算が必要なんですか。100%という言い方はやめましょう。課長の方でね、ここまでぐらいの予算を見てもらえれば、今点検管理の方から、これくらいの予算が必要じゃないかなという額が、もしあれば教えていただきたい。

○委員長（田川武茂委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 今回点検をお願いして、予算の見積もりをもらいましたのは、これの数倍の費用がかかるように見積もりをいただきました。

○委員長（田川武茂委員） よろしいですか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） その上の草刈委託料、これはどこの分の何回分、1回分なんですか。

○委員長（田川武茂委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 今のところ3カ所を予定しております。行政区としては、長浦台と、

あと……、基本的には3カ所の公園を今回予定しております。

○委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 梅林アスレチックとかは関係ないわけですね、まだ。

○建設課長（大内田 博） 今回補正しましたのは梅林アスレチックではなくて、街区公園を主に考えております。

○委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 昨日、太宰府市民ソフトボール大会が行われたんですが、あそこで開幕式と。で、草が非常にですね、伸び放題になっておりまして、怪我なんかも、雨が降ったりしたときは滑りやすくなりますので、早急に梅林アスレチックの方もしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（大内田 博） 昨日、市民ソフトボールの開幕式が梅林アスレチックで開催されております。私どもも、この遊具の点検を含めて4月以降、数回現地も確認して、確かにグラウンド、トラックにつきましては草が生えて、トラックは余り利用できないような状態ですので、今のところ管理は、草取り等についてはシルバー人材センターに入ってもらっていますが、回数が限られていますので、今の状態から見ると、もう少し維持管理について今後検討し、予算計上を考えていきたいと思っています。

○委員長（田川武茂委員） よろしいですか。

大田委員。

○委員（大田勝義健委員） 公園の維持、施設の維持補修費ということで、上がっていますが、私は過去に質問した経緯があるんですけども、砂場がありますよね。砂場が、要するに、猫の糞とかしつことか何かで不衛生になっているということで、子供さんをお持ちの保護者の方から砂場を清潔にしてほしいというような話があったんですけども、こういうふうなものについての予算というのは、これには入っていないでしょうけども、今後何か考えられますか。

○建設課長（大内田 博） 街区公園の砂場につきましては、年何箇所かずつ土を置き換えて整理をしております。

○委員長（田川武茂委員） 大田委員、いいですか。

以上で歳出を終わります。

それでは歳入に入ります。

歳入は10、11ページの13款2項4目の土木手数料と14、15ページの20款5項1目の雑入が当委員会の所管になっています。

執行部の補足説明を一括してお願いします。

建設課長。

○建設課長（大内田 博） 屋外広告物許可申請手数料につきましては、今回店舗が開設されたのに伴い屋外広告物が設置されたことにより10万円増額するものでございます。続きまして、土木費、雑入につきましては、梅林アスレチックの自販機の売り上げ手数料が25万円増額されま

したので今回計上しております。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この屋外広告物の件なんですが、提案として聞いてほしいんですけど、違反広告物のことばかりいつも言っておりますが、今回選挙の折に民主党、それから自民党さんが大きな選挙ポスターの表示板を用意しましたよね。今までかつてない、ああいうことは初めてですけど、ご存知ないですかね。井上氏の選挙事務所のところの前、それから国分に一カ所大きく、全員のポスターが貼れる掲示板を用意しましたよね。知らない、見ていない、見てなかったらいいけど、ご存知ないですか。政庁前と国分に、これを知らなかったら言い難いけど。ちょっと思ったのはね、いろいろ住宅なんか建つ場合に、違反広告物が出るじゃないですか。そういうことじゃなくて、それを出さなくても済むように、そういう、今度は逆に言うと太宰府市が公営で掲示板を作って、そこで料金をとると。そこに行けば大体わかりますよという、そういう不動産のシステムとかね、不動産に限らず、そういったものを設置したらどうかという、これは一つのそういったものを見てでの案ですから、それがいいかどうかというのは、さっぱりまだ私もわかりませんが、一度考えてもらえないかなというふうに思っています。

以上です。返事は要りませんから。

○委員長（田川武茂委員） ほかにありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出、について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） 以上ですべて説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第78号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

○委員長（田川武茂委員） 日程第6、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題とし審査を行います。

この請願と同じ趣旨の陳情が市長あてに提出されておりますので、審査に入る前に執行部が把握している現状と問題点などについて説明をお願いします。

産業交通課長。

○産業交通課長（山田純裕） それでは請願の内容に関連いたしまして、現在まで市が対応しております概要についてご説明いたします。

実はこの五条地区の安全確保に対する対策につきましては、以前から地元住民や学校関係者などからも要望が上がっておりましたので、市といたしましても様々な角度からの対応策を検討いたしております。特に本年6月議会において、市長が施政方針の中で申し上げましたように、交通渋滞の緩和や安全対策も含めた総合交通計画を策定すると共に、交通体系整備関連の予算を既に6月補正予算に400万円を計上いたしております。その中には、この五条地区の安全対策費用の一部も含めております。

具体的に申し上げますと、一つに子供達の通学路として登下校の安全確保として、五条交差点から太宰府小学校入口の間の道路表面に「通学路」という文字を5カ所新しく表示いたしております。これは既に9月6日に完了しております。二つ目として大型バスの一方通行につきましては、いくつかの課題、問題点もございますので、現在、警察や関係者などと協議を行っております。したがって方向性、結論につきましては、今しばらく時間をいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

お諮りします。

請願第1号は、次の日程第7の意見書第5号の審査終了後に委員会を休憩し、委員全員で現地調査を行った上で審査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） 異議なしと認め、日程第7の意見書第5号の審査終了後に、委員全員で現地調査を行った上で審査を行います。

なお、議長への委員派遣承認要求書の提出については、委員長に一任願いたいと思いません。

それでは、次の議案の審査に進みます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 意見書第5号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書**

○委員長（田川武茂委員） 日程第7、意見書第5号「中小企業の事業承継円滑化のための税制

改正を求める意見書」を議題といたします。

本意見書について、委員の皆さんからご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田川武茂委員) これで協議を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田川武茂委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(田川武茂委員) 全員挙手です。

したがって、意見書第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(田川武茂委員) 意見書第5号までの審査が終わりましたので、これから議案第62号、

63号、請願第1号についての審査のための現地調査を行います。

委員の皆さんは庁舎東側玄関にお集まりください。

現地調査へは、ワゴン車で11時に出発の予定とします。

再開については、現地調査終了後連絡いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(田川武茂委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、現地調査を行った上で審査することとしておりました、議案第62号、63号、請願第1号の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1の審査再開

○委員長(田川武茂委員) まず、議案第62号「市道路線の廃止について」の審査を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田川武茂委員) これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田川武茂委員) これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号「市道路線の廃止について」を可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(田川武茂委員) 全員挙手です。

したがって、議案第62号は可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時00分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2の審査再開

○委員長(田川武茂委員) 次に、議案第63号「市道路線の認定について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田川武茂委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田川武茂委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(田川武茂委員) 全員挙手です。

したがって、議案第63号は可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成6名、反対0名 午後1時01分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6の審査再開

○委員長(田川武茂委員) それでは請願第1号の審査に入ります。

請願第1号についてご意見のある方は発言をお願いします。

村山委員。

○委員(村山弘行委員) 私、紹介議員の一人として、現地調査を午前中、一緒に見て回りまして、先ほどの説明の中でも執行部の方で関係機関とあそこの交通事情について、警察の方とも調整をされているというふうにお聞きしたんですけど、その辺をもう少しご説明願えればと思います。

○委員長(田川武茂委員) 産業交通課長。

○産業交通課長(山田純裕) このことにつきましては、今おっしゃいましたように、事前に警察と何回かお話をしたことがございます。それで、まず一方通行化ということになりますと、太宰

府駅前の信号がスクランブルになっているということ、それから、今現在、正月三が日ですか、一方通行にしています太宰府小学校から太宰府駅前交差点までの区間の商店街の問題、そういったもの、もろもろもございますので、そういったものも含めまして、今後問題点の解決調査をしたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（田川武茂委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） ということは、今私どもが請願を出している部分について、不可能ではないというふうに理解しているのか、ちょっと現地で立ち話程度にお聞きしたのは、大型車両だけの一方通行だとか、曜日だとか、車種だとか、あるいは期間だけ限定の一方通行というのは全国的にそういう例がないというふうに警察の見解があるやに聞いていますので、そういう例外的な措置でも取られるということであれば、請願どおりに採択してもらいたいという気持ちが私の中にはあるんですね。その辺が、どうあがいても無理ならば、だめなのか。それとも、この辺をクリアすれば、いわゆる平日だけでも大型車両の一方通行の規制ができるのかどうか。その辺はまだわかってないのかどうかですね。

○委員長（田川武茂委員） 産業交通課長。

○産業交通課長（山田純裕） まず協議をしまして、大前提と言いますか、基本はですね、すべての車種が、車が対象ですと、一方通行ということになるというふうにおっしゃっています。ですから、この車はいい、この車はダメだということではなくて、すべての車を一方通行化ということが基本。それからもう一つは、制限につきましては、簡単明瞭というようなのが基本にあるようでございますので、そういった分で警察の方もすべての車を対象にというようなふうにおっしゃっていました。それから、これも同じございますけども、わかりやすくというのは、年間を通して、時間帯についてのある程度の制限は可能であるけれども、土曜、日曜に限るとか、それから3月の時期、こちらが設定した季節よっての制限はできないというふうなことをおっしゃっていました。

以上です。

○委員長（田川武茂委員） 村山委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この要旨の中の2番目の通学通路の安全確保という問題なんですが、これは主に小学生のことを指してあるんだろうと思いますが、大体、朝の小学校の通学時間は7時半から8時半というふうに考えていいのですかね。

○委員長（田川武茂委員） 産業交通課長。

○産業交通課長（山田純裕） 私どもが五条交差点から確認しましたところ、7時半に、学校の方ともお話をしましたけども、7時半から交差点のところを通っていますし、8時10分まででございます。

(福廣和美委員「朝はね、夕方は」と呼ぶ)

○産業交通課長(山田純裕) これは学年によって違いますけれども、3時前後と申しますか、3時、4時、そのあたりでございます。

以上です。

○委員長(田川武茂委員) 福廣委員。

○委員(福廣和美委員) 今特に増えているのは、この朝早く、いわゆる韓国、中国の観光客が国分免税店によって、それから来ているというケースが多いか、それとも天満宮に先に行って帰りがけに国分に寄るというコースじゃないかなというふうに思うのですが、朝の通学時間のこの通学の安全確保という面からすれば、今の問題はほかで、そんなに早く来る観光客というのがありますかね。ほとんど、ほぼ韓国、中国でしょう。

○委員長(田川武茂委員) 産業交通課長。

○産業交通課長(山田純裕) 朝の時間でお見えになっている方が、韓国、中国の方かというのははっきりしませんけども、天満宮さんの駐車場の方に事情を聞きにいきましたところ、7時半から8時10分までの間に、平日ですと大型バスが平均5台とおっしゃっていました。その通学時間帯の大型バスは5台前後が平均であるというふうにおっしゃっていました。それから、下校時間の3時から4時の時間でございますけども、これは平均10台くらいということで、もちろん修学旅行とかいうことで、連続して台数を重ねて来る場合もございますけれども、平均しますとこういったことにおっしゃっています。私どももそのようなことを現場で確認はさせていただいております。

以上です。

○委員長(田川武茂委員) 福廣委員。

○委員(福廣和美委員) と言うのは、この朝の時間帯ね、これは随分前から同じ問題があるのかどうか。最近起こった現象なのかについてはどうなふうですか。

○委員長(田川武茂委員) 産業交通課長。

○産業交通課長(山田純裕) 今おっしゃってある問題については最近発生した問題だというふうには考えています。

(福廣和美委員「そうですよね」と呼ぶ)

○委員長(田川武茂委員) 福廣委員。

○委員(福廣和美委員) さっき私が言ったように多分ほぼ間違いないと思うんですよ。韓国からの旅行客が朝早く来ると。天満宮に先に行くのかどうかわかりませんが、国分の免税店にはこの時間帯にバスが何台も入っている。で、観光客が来ているという事実がありますので、この方たちが先に、この前も天満宮に朝行きましたら、やっぱりもう、そういう人たちが、観光客が多かったというふうに思いますので、多分そういうことだろうと思うんですけども。ここにある3つの要旨をですね、全部今すぐに解決せよというのは非常に我々もどういう方法があるのかなというのは思いますけども。大型バスの一方通行も通学路の安全確保ためが一番なのか、

それとも沿線住民の生活道路の安全確保というのが一番なのか、どちら側を優先するのか、ちょっとわかりませんが、通学路の通路の安全確保という面からすれば、そう難しい問題ではないんじゃないかなと私は思うんですよ。これだけならですよ。いくらでも手は打てる可能性としてはあるのではないのかとは思いますが。それがこの時間帯だけではなくて、いわゆる生活全般に関係してくることであるならば、道路の拡張なり、いろんな方法をとらなければ問題の解決は非常に厳しいのかなというふうに思うんですね。抜本的な解決方法をやっぱり考える必要があるのかなというふうに思いますけども、先ほどの回答の中で、交通問題の全般の中で今捉えて考えていますと、で、警察の方も検討しているということであるならばですね、若干そういう、どういう回答が出てくるのか、そういうのを待つ必要があるのではないかなというふうに考えるわけですね。また皆さんも質問があるでしょうから。一応その後にもまた質問します。

○委員長（田川武茂委員） ほかにありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 要旨の3点目の沿線住民の生活道路の安全確保、これはちょっと私はわからないんですが、行政側としてはどういうふうに受け止めていらっしゃるのか、ご説明いただきたいんですけど。

○委員長（田川武茂委員） 産業交通課長。

○産業交通課長（山田純裕） 児童の登下校の安全確保につきましては、今路面表示をしたということで、まだまだ安全対策というのは、今おっしゃいましたような形で対策は考えていかなければいけないし、できるものであろうというふうにも思います。同じく沿線住民の方の生活道路の安全確保ということも同時の、似たところはございますけども、道幅が非常に狭まうございますので、そのあたりは、いろんな、なんと申しますか、表示物で警告を促すとかいうことはやって行きたいなと、できるんじゃないかなというふうに思っています。あとこれに関連しましても一方通行というのは、また大きな問題でもありますし、先ほど申し上げましたように、全車種ということになると、地域だけだというようなのは今後協議をしていかないと難しい問題ではございますけども、そういった問題がございまして、とりあえず住民の方には影響のないような安全に生活ができるような対策はとっていききたいなと、協議をさせていただきたいなというふうに思っています。

○委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） そうすると、この3点の要旨の中では、やっぱり一番上の大型バスの一方通行、これが一番難しい問題なんですか。

○委員長（田川武茂委員） 産業交通課長。

○産業交通課長（山田純裕） 私自身はそんなふうに考えておりますけども、これは年末年始とか、今私どもが総合交通体系の計画書を作っていますけども、この中でも大きな問題でございます。交通渋滞に結びつくものそのものでございますので、このあたりはちょっと時間をかけ

る必要があるかなと、慎重な協議も必要じゃないかなと思っています。もちろん学童の分についても、それから住民の方の分につきましても、これは早急に私どもは警察の方に動きたいというふうに思っています。

○委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） わかりました。それで委員長にちょっと提案したいんですが、3点の中の通学道路の安全確保と、沿線住民の生活道路の安全確保、これはやはり地域の方はやはり切実な思いがあると思うんですね。で、この部分採択という方法で裁決してはいかがなんでしょうか。

○委員長（田川武茂委員） これはちょっとお待ちください。

ほかに意見はありますか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） これは請願ですから、私も紹介議員で出しておりますから、私の方が答えなければいけないのかなと思いつつも、ちょっと提起ですけども、提起というかお願いみたいになると思いますが、採択をしてもらいたいための一つのご質問ですけど、今日現地調査をしましたですね、あの消防小屋のところから、あれから大型バスが入るちょうど真ん中くらいから歩道が広がっているんですね。それまではあの消防小屋のところからちょっと狭いんですね。で、あそこが天満宮さんの所有地だから、ちょっと部長に立ち話で聞いたんですけども、50cmくらいでも駐車場側にガードレールをちょっと引っ込めて、先は広いんですね、歩道が。手前側だけでもね、当面こう何か広く……、売ってくれるかどうかかわからないけれども、天満宮側が50cmでもちょっとガードレールを駐車場側に入ると先の広い歩道ぐらいにはなっていくのかなという感じはするんですね。そういう意味では通学路の安全確保の一助にはなっていくのかなと。できればその辺のお話も天満宮側としていただければ、この2番目の通学路の安全確保、もちろん通学路だけでなく、あの辺に住んである方たちの、住民の生活道路の交通安全上の対策にもなっていくのかなと。一度に、例えば現地で見たように参道のところの敷石から全部剥いだりというのは大変な作業になってき、財政的にも大変でしょう。ただ、現実的に大型車両があそこを通れないかということと通れないことはないのではないんですね、正月はもう、一方通行であそこは五条から回ってきていますから、交通量としては不可能ではないというふうに僕は理解しているけども、ただ車種を限定してだとか、季節を限定しての一方通行が道路交通法上厳しいということであれば、通学路の確保のために歩道を当面何とか協議をしろとかですね。拡幅に向けてするだとかというようなことがされればいいかなと、当面ですね、という感じがしておりますが、その辺の話を引き続き関係機関なりとしていただくようお願いを、私としてはしておきたいなというふうに、請願の紹介議員としてはしておきたいなと思います。

○委員長（田川武茂委員） この問題について何か答弁できますか、産業交通課長。

それでは建設部長。

○建設部長（富田 謙） ここに請願という形で出てきております。それで建設部の方も、一つの騒音対策も含めて打替え工事をする、そのときに区民の皆様から言われたのがやっぱりこの3点後意見として出ておりました。それで市としても何らかの方向で解決策を見つけていかないといかんというのは根本的にございます。ただ、今回請願が出ましたことを受けて改めて、今ちょうど議題に上っております一方通行をするところ、ここについては天神様の細道計画という中で大町区とそれから馬場区、新町区でそういう事業をするということでの、一方通行をするというようなことでの論議がなされて今の状態になってきております。そのときに五条区はいろいろ実績を見たんですけども、入っておりません。それで今回こういう形で出されて。というのは時代がこう移ってきてバスも大型化してきて、それこそ2番、3番の子どもたちが雨が降ったときに傘をさして、あるいはお年寄りが雨が降ったときに傘をさしていくときに大型バスが離合するときに、本当に危ないというようなこともおっていましたんで、できるだけ一方通行の方を早い時期に何らかの形で地域振興の方とも協議してしていかなければならないと思っています。ただそれには先ほど言いましたような経過を含めて、警察の方との経過を含めてきちっと時間をとって、それこそ総合的な角度から研究しての方向性になるかなというふうに思っておるところでございます。出ております内容についてはですね、何らかの打開策なり、そういうものを検討していかなければならないということで、できますればもう少しお時間をいただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田川武茂委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 村山委員が先ほどから言われましたけども、執行部のほうからも言われましたが、すべての車両が対象だということ。それから年間を通して、それから土曜日、日曜日、季節についてはできないというようなことで言うてありましたけれども、こうなってきましたと先ほどの3番目の生活道路の安全確保という問題からしますと、やっぱり一方通行ということが果たしてできるのかという問題ですよ。それが非常に難しいところが私としては見え見えするけですよ。それで一番ネックになるのがやはりあそこの参道のところの入口のあそこの狭いところ、石畳があるところですよ、右側にお寺があるところね、あそこが非常に一番狭いから、あそこをいかにどう通り抜けるかという問題が非常に大きな問題じゃなからうかと、だからあれをどげんかしよとして工事をやったりとか、セットバックと言いましょるか、下げてもらったりとか広くするためにはどちらか立ち退いていただくような方向も抜本的に考えていかなきゃならないじゃないかなという気がするわけですよ。それでできれば長いスパンの中でねやっぱりこれをどうやっていくのかしっかり考えていく必要があると私は思います。もちろん行政もそのようなものの言い方をしてありますからね、だから一応請願として出ていますので、私もこの地域住民の方が非常に良くわかるんですよ。だから出ていますのでこれは賛成という形では行きたいと思っていますけども、先ほど言われた問題点ですよ、そういったものをやっぱり早めに警察なりいろんな地域住民の方ともしっかり打ち合わせ

なりして、皆さんが納得いったところですね、問題解決を図っていただきたいという気が私はしております。

以上です。

○委員長（田川武茂委員） 後藤本委員。

○委員（後藤邦晴委員） 私も、大田委員も今申しましたように、まず大町区の今の一方通行の位置、あそこの道路幅を広くしないといけないんじゃないかなと思うのと、警察と協議をされているというものの中なんですけど、協議の内容というのはやはり真剣に取り組んであって何回も協議をされていることなんでしょうか。先ほどお話をされたような説明で警察の回答で終わっているものか、今後一方通行のような、今請願が出ているようなことを考えながらも協議を続けられているものかどうか。

○委員長（田川武茂委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほど担当課長が申しましたように、今警察と何回か協議をしています。それではっきりしていることは例の一方通行の問題です。で、すべての車種を一方通行にしなきゃならないということをおっしゃっていますので、これについては地域住民の方を含めて市全域にも関係してきますので十分時間をかけながら検討する必要があるというのが一つです。それからやはり学校の子どもたち、登下校の問題につきましても、まずできることからやろうということで、さきほど報告しましたように道路の面に通学路という表示ですね、これが一つ。それからもう一つ警察のから指導を仰いでいるのが今のあの通りの制限速度、時速40kmですけども、これを何らかの形で速度制限を落とすといいたいでしょうか、例えば時速30kmに制限するとか言う一つの提案をいただいております。これにつきましてもやはり地域住民の方に十分ご相談をして理解を得なければなりません。それから今一つはあの通りに例えばカーブミラーとか電柱とか数本ございます。その中で例えばパネルで近くに学校ありとか、幼稚園ありとかいうふうな表示をさらに、いわゆる警戒の通告をするパネルを設置するとかということも警察の方から提案をいただいておりますので、それらを含めながら相対的にすぐできることからやろうという考えで今後も警察とは十分協議をし、あるいは地域の方、五条区長さん、あるいは五条西の区長さんを含めて市民の方と十分議論をしながら、話し合いをしながら少しでも安全性に近づくような方策を今後も十分続けて行きたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（田川武茂委員） 後藤本委員、よろしいですか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今までの回答を聞きながらあれなんですけど、要は今部長が言われたようなことをすぐできることからやっていった方がいいのか、それともこの請願の趣旨そのものが、大型バスの通行を制限してほしいというのが第一番目にあるような気もするんですが、そこで先ほどからの中で朝の時間帯が5台、夕方が10台と言われました。今までですねこういった問題について観光業者なりバス会社と話をしたことがありますか。要する今回がバスの問

題であるならば制限速度の問題とか学校がありますとか、こういうのに気をつけてほしいとか観光業者並びにバス会社に申し入れをしたことがあるのかどうか、それをお答えください。

○委員長（田川武茂委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 今回みたいに正式にそれら関係機関と協議をしたことはございません。過去には事例としてそうした部分を部分的に立ち話じゃないですけども天満宮を含めて協議をした経緯はあるというような報告は受けておりますけども。正式にこうした協議をしたことはございません。

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この点だけを考えるのであれば、この時間帯だけ駐車場を変えてもらう、こういう方策はできないんですか。いわゆる五条の信号はそのまま直進をしてもらう。そして夢畑がある方に駐車してもらう。そうすれば朝と夕方の通学時間だけの問題は解決するんですよ。そういうことが可能であれば。不可能じゃないでしょ。これはそういう時間帯だけバス会社、観光会社と打ち合わせをして、お客さんは別に遠くなるわけじゃないですから、近くなるんですから。そう考えられませんか。それは向こうの交通の問題があるかもわかりませんよ。しかしその一点だけを考えるのであれば、駐車場を今のところにとめるというのが前提で物事を考えていますが、駐車場を変えればいいんですよ。5台、10台の問題ですよ。何十台、何百台という問題じゃないですよ。この時間帯だけはあそこを直進して向こうにしてくださいという協力要請はできるんじゃないですか、いかがでしょうか。

○委員長（田川武茂委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 福廣委員さんから新たな提案をいただきましたので今度関係機関を含めて十分検討はしていきたいというふうに思います。

○委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それでやっぱり抜本的な解決はね、先ほども課長が話しましたように道路の幅を広げることはやっぱり最終的には必要だと思うんですよ。それをどうやってやっていくかということ考えたときに、この沿線住民の生活道路の安全確保、大型バスのこと、観光、いろんなことがここには、今度の請願の中には多分関係をしてくると思うんですね。今執行部の回答をいただいてもそういうことは少しづつ今話し合いをしている、警察とも協議をしている、そういう面から考えると私は今日結論を出すよりは、これは継続審査にして我々がより多く長い期間ですね、もう一度見つめながらこの問題を協議していった方が有効的ではないかなというふうに思います。引き続き回答をいただきながらですね、この問題を引き続き委員会で協議をしていった方が請願者に対しても私は有効に働くのではないかなというふうに思いますので、ぜひ継続審議を要請をしたいというふうに思っております。

○委員長（田川武茂委員） 回答は要りますか、福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 要りません。

○委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 暫時休憩を求めます。

○委員長（田川武茂委員） それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時50分

○委員長（田川武茂委員） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど橋本委員から要旨の大型バスの一方通行を除いて採択してはどうかとの動議が出されました。

これから橋本委員から出された動議を議題とします。

提案者の橋本委員から説明を受けたいと思います。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 先ほど要旨の2点を部分採択ということで提案させていただきましたけれども、執行部の方も現在関係者と協議中と、そしてまた今しばらく猶予をというご意見も出ております。この部分採択に関しては取り下げをさせていただきます。福廣委員がおっしゃいましたように継続審査という形に賛成をさせていただきます。

○委員長（田川武茂委員） ただいま、橋本委員から動議の取り下げが出されました。動議の取り下げを認めます。

先ほど福廣委員と、ただ今橋本委員から継続審査としてはどうかとの意見が出されました。これについて継続審査とすることについてを議題といたします。

（村山委員「意見は言われんかいな、採決の前に」と呼ぶ）

○委員長（田川武茂委員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時58分

○委員長（田川武茂委員） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

村山委員、発言を許可します。

○委員（村山弘行委員） 今、橋本委員から継続審査で構わないという、また、福廣委員からも継続審査で構わないというご意見がありました。私は請願の紹介議員として本請願については採択をお願いしたいという立場でありますけれども、これまでの皆さんの現地調査なり、あるいは関係機関と執行部が議論をしておる、そしてまた書く委員さん方もこの趣旨について前向きに検討しもう少し研究し調査をして、そして結論をよりよい方向で出していこうと、言うならこの請願を肯定的に継続審査としていこうということでもありますから、本来紹介議員としては採択としてもらいたいということが基本でありますけれども、今回に限りましては私は継続審査に賛成というご意見を述べさせてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（田川武茂委員） それでは、お諮りします。

請願第1号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

○委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、請願第1号は、継続審査とすることに決定いたしました。

〈継続審査 賛成6名、反対0名 午後2時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（田川武茂委員） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田川武茂委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果報告及び委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

閉会 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 19 年 9 月 日

建設経済常任委員会 委員長 田 川 武 茂